

所得・課税・納税証明書の郵送での申請について

《郵便での申請の際に準備していただくもの》

① 交付申請書	「所得・課税・納税証明書交付申請書（郵送用）」を印刷し、必要事項を記入してください。 または、便せんなどに必要事項を漏れなく記入し申請書としてください。
② 申請者本人 確認書類 (コピー)	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、介護保険証、在留カード、障害者手帳、 国又は地方公共団体の機関が発行した免許証・許可証・若しくは資格証明書等のコピー（いずれか1点） ※ 裏面に変更事項の記載がある場合は両面コピーをしてください。 ※ 有効期限のあるものは、期限内のものでお願いします。 ※ 委任を受け代理で請求する場合は、代理の方の本人確認書類のコピーが必要です。
③ 返信用封筒	返送先住所と氏名をご記入のうえ、返信用の 切手 を必ず貼ってください。
④ 定額小為替	郵便局で購入してください。 発行より6ヵ月以内のものを、無記名で切り取らずに送ってください。切手で手数料に替えることはできません。 手数料は、 ★課税・所得に係る証明書 1通につき300円です。 ★納税証明書 1通につき300円、ただし、年度・税目・土地家屋の筆(件)数が増すごとに100円追加されます。 「車検用の軽自動車税 納税証明書」の場合は無料。

《注意・お願い》

- 郵便が税務課税務係に届き次第発行し、書類等に不備・不足がなければ翌日朝には返送いたします。
土曜日などの閉庁日に届いた場合は、翌開庁日に発行します。配達日数を含め、ゆとりを持ってご請求ください。
- 必要書類等に不備・不足がある場合は、すべて揃ってからの発行となります。
- 未申告の方は、町民税・県民税申告書を提出していただいた後の発行となります。
すぐに発行可能かどうかは、事前にお問い合わせください。
- 納付して数日の間に納税証明書を請求される場合は、領収書のコピーを同封してください。
- 電話、電子メール及ファックスによる申請はお受けしておりません。

申請・問い合わせ先

〒725-0231

広島県豊田郡大崎上島町東野 6625-1

大崎上島町役場 税務課

☎ 0846-65-3114（直通）